

第24期佐世保市農業委員会第5回総会議事録

1 開催日時 令和2年10月27日(火) 13時30分から15時30分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長	中里 忠義
事務局 次長	菊永 朋美

事務局係長 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第34号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第35号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第36号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認について
第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第38号議案 農地改良届出後の計画変更届出について
第39号議案 非農地証明願について
第40号議案 非農地通知について
第41号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第42号議案 農用地利用集積計画（案）について
第43号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第44号議案 農用地利用配分計画（案）について
第45号議案 令和2年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 それでは、佐世保市農業委員会第5回総会を開会いたします。一、開会。

①会長挨拶。

会長 皆様、こんにちは。大変良い天気が続いておりまして、今年の秋の水稲、あるいは牧草の寄せ方、大変スムーズにいったんじゃなかろうかと思っております。

ところで、一昨日の日本農業新聞に今年度の農林水産省の予算で、荒廃農地の対策を拡充するということが一面に載っておりました。

その中を読みますと、今まで中山間事業の交付金、あるいは多面的事業の交付金等で、農地をなんとか守るという対策を国はしてきたわけですが、昨年の統計によりますと、荒廃農地の進み方が今まで5年間の内で一番進んでおり、このままではどんどん荒れていくんじゃないかということで、農地の担い手、それからグループでの管理など、そういうものに予算を出すと書いてありました。それから水田の畑作化や高収益になる野菜の作付け、蜂蜜用のヒマワリとかレンゲ、あるいは小規模の基盤整備、農機具等の補助と色々なものに、予算を多くつけるということが書いてあります。これだけ農林水産省も危機感を持っているわけですね。

私たちが自分達の周りを見てみますと、本当にもう5年先どうなるのだろうか、後継者のいないところや担い手のいないところはどうかと思うようなところばかりです。

私たち農業委員会としても、農業委員、推進委員の立場で地元をよく顧みて、この問題について考えていく。これは国の予算とかいう問題ではなくて、故郷を守る、ふるさとを守る、そういう立場から私たちは努めなくてはならないと、気持ちを新たに今後取り組んでいく必要があるかと思えます。

私もそのつもりでありますし、皆さんも地元を振り返ってみて、ぜひともそういうことに取り組んでいただきたいなと思えます。

冒頭からこのような話を申し上げましたけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、欠席委員はでおりません。委員総数19名中19名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、推進委員についても全員出席です。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、10番 辻茂樹委員、11番 近藤誠委員、補充として12番 伊賀崎典正委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

第34号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、第34号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、柚木地区。本案件は、先月の総会で違反転用事案報告を行った案件について、長崎県より、追認許可相当との回答があったことから、今回追認許可申請があったもの

です。

申請者は記載のとおりです。申請地所在は、柚木元町の2筆。地目は、登記畑、現況宅地です。面積は2筆合計565㎡。転用目的は一般個人住宅で、施設は住宅1棟、木造平屋建、建築面積64.49㎡、建小屋、鶏舎跡、軽量鉄骨造平屋建、建築面積60.06㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、播磨橋バス停より北に約860mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和51年に住宅を建築して以来周辺に被害を発生させるおそれを生じさせたことはない。

日照通風、昭和51年に住宅を建築して以来周辺農地等の営農に支障を生じさせたことはない。排水計画は、雨水は自然流下、汚水はくみとり、生活雑排水は道路側溝。土地利用計画平面図、立面図添付。資金証明書に係る理由書添付。始末書添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、相浦、九十九地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、新田町の1筆。地目は登記田、現況休耕です。面積は685㎡。転用目的は長屋住宅で、施設は長屋住宅2棟、木造2階建、建築面積388.11㎡、駐車場21台分。併用地ありで、計画全体面積は1,494.18㎡です。耕作者なし。農地区分は農振外でMR上相浦駅からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、上相浦駅から南東に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.0m、最低0.1m。擁壁を設ける。防護柵を設ける。日照通風、建物高を加減、7.2m程度。日照の影響については、隣接農地所有者との協議済。排水計画は、雨水は溜桝から水路放流、汚水、生活雑排水は、下水道。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。駐車場利用計画書添付。融資予定証明書添付。近隣農地の権利者の承諾書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

以上ですが、2番の案件は大宅委員が申請代理人となっておられますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、ご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いたします。

議 長 はい、それでは2番について先行審議をしたいと思います。大宅委員は一時退席をお願いします。

～ 大宅委員退席 ～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果を求めます。2番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。10月23日に富川委員と見てきました。この周辺は水田地帯ですけども、ここは休耕になっていまして、アパートで、自分の宅地も含めての計画ということで、問題ないと思って見てきました。

議 長 はい、それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。この農地の横に、ご自分の家があるんですけど、その裏山が十何年か前に山崩れを起こして家が少し壊れたそうです。今回、この長屋を建てることによってそれが解消されるということで、安心しているということをおっしゃっておられました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、2番の案件については、許可相当として県に進達いたします。大宅委員は入室願います。

～ 大宅委員着席 ～

議 長 次に、残りの案件について審議に入らせていただきます。1番柚木地区。

8 番 8番、小川です。この件につきましては、10月25日に宮崎委員と現地確認し、昭和41年ごろから鶏舎、その後宅地として、今まで利用されていたとのことです。

これまで周辺農地への被害などの影響はなかったとのことで、今後も影響はないものと見て参りました。

県からも追認許可相当の回答が来ておりますので、追認許可はやむを得ないものと思われれます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。地区担当推進委員の意見を求めます。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。この件につきましては、参考事項にありますように始末書添付ということで、9月からいろいろ協議して、申請者とも話をしてきたところです。追認の申請をするということで、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。1番の案件につきまして、何かご意見ございません

か。

1 5 番 1 5 番、西尾です。排水計画の中で、汚水はくみとりになっていますけれど、生活雑排水は水路にそのままということになっています。追認許可をするというのであれば、浄化槽への切り替えをお願いした方がいいのではないかと思いますでしょうか。

事務局 はい。汚水と生活雑貨排水の排水ですけれども、現在の状況をもって追認許可を出すということになっておりまして、都市計画法関係や環境法の関係も当時建てられた状況での判断となります。

今の状況では、合併浄化槽をつけなきゃいけないことにはなりますが、昔建てられた方についてはそれを改めてさせるということにはできません。

この申請地については、今後の宅地としての利用を見越した部分がありますので、建て替えなど、近々行われる可能性はあります。

その際には、合併浄化槽等を整備するよう指導がありますし、汚水排水等が農地等へ直接行かないように指示が行われていきます。

議長 はい。この問題では、市としても合併浄化槽にしていく方向に指導がなされていますので、この次の段階では、そういう指導になっていくのじゃないかと思っております。

私もちょっと、環境方面で会議に出席させていただくことがありまして、くみ取りから、それからみなし浄化槽っていうのがあって、そのみなし浄化槽っていうのは、汚水だけを浄化槽に入れて、生活雑排水はそのまま流すという方式らしいですが、そのみなし浄化槽も、今後は合併浄化槽の方にしていってくださいという指導の流れになっております。ですから、西尾委員の言われたように、今後はそういう指導があるんじゃないかなろうかと思っております。

よろしいでしょうか。

1 5 番 はい。

議長 それでは、他に何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第34号議案については、許可相当として県に進達いたします。

議長 それでは、第35号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第35号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は2筆合計460.45㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、建築面積74.52㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは佐世保市南部漁業組合から北へ約280mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.65m、切土、最高0.71m。擁壁を設ける。緩衝地を設ける。日照通風、建物の高さを加減、7.3m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、三川内地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下の原町の1筆。地目は、登記畑、現況普通畑。面積は325㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造平屋建、建築面積64.89㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは下の原橋から北へ約140mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物の高さを加減、6.1m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の1筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は4.01㎡です。転用目的は通路。権利は、所有権移転売買です。施設は、通路4.01㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは長崎県立佐世保特別支援学校から東へ約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.4m。擁壁を設ける。日照通風、建築物等の建築はないため、日照等に関する影響はない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

4番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の1筆。地目は、登記田、現況田。面積は495㎡です。転用目的は一般住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造平屋建、建築面積104.75㎡。

耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは県北家畜保健衛生所から南東へ約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.9m。最低0.7m。擁壁を設ける。日照通風、建物の高さを加減、4.4m程度。排水計画、雨水は溜枒から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

以上ですが、1番と、4番の案件は大宅委員が申請代理人となっておりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、ご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは1番と4番について先行審議をしたいと思います。大宅委員は一時退席をお願いします。

～ 大宅委員退席 ～

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番宮地区。

3番 3番、阿波です。10月23日に、大宅委員と坂口委員と私の3人で現地確認しました。現地は市道に面したところでありまして、この宅地の周辺は、近藤さんの農地でもありまして、周辺の住宅等については、一応お話が進んでおり了承されておりました。

私としては減反区域みたいな形で、問題ないかなと思って見てきました。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただいま、阿波委員が言われる通りでありまして、被害防除計画通り行っていただければ、何の問題ないものとして見て参りました。以上です。

議長 続きまして4番、相浦、九十九地区。

12番 12番、伊賀崎です。これも10月23日に、富川委員と見て参りました。現在、ここには水稻が作付してあって、もう刈取りが終わってしまいました。耕作者の方によれば、田んぼの水路を猪が掘ってしまって、水田の作付けするのが、なかなか厳しいというようなことを言われていました。

それで、市道沿いですし、宅地としては問題ないと思って見て参りました。以上です。

議 長 はい。それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。10年ほど前から、毎年というか、2年に一度くらい猪にやられているようなところですよ。別に宅地としては問題ないと見て参りました。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。それでは1番、4番の案件につきまして、何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 意見はないようでございます。採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございました。賛成多数でございます。1番、4番の案件につきましては、許可相当として県に進達をいたします。大宅委員は入室をお願いします。

～ 大宅委員着席 ～

議 長 それでは、残りの案件について、2番三川内地区。

4 番 4番、中里です。10月23日に迎委員と現地の調査に行って参りました。貸渡人の方に立ち会ってもらって確認して参りました。それで借受人は娘婿さんだそうです。まわりにも農地はなくて、問題はないと思いました。

議 長 はい。それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

迎 委 員 三川内地区の迎です。10月23日に中里委員と現地立ち会いをして、中里委員の述べた通りでございます。よろしく申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは3番。相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。これも10月23日に、富川委員と見て参りました。これは自宅へ入る道と市道が交わるちょうど角といいますか、前輪は通っても後輪は通っていかないような状態でしたので、後輪が通るように4㎡ぐらいを道にしたいとのことでした。休耕地でもありますし、問題ないと見て参りました。

議 長 はい。それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今伊賀崎委員が言われた通り、別に問題ないと見て参りました。

議 長 はい。ありがとうございました。それでは、2番、3番の案件について何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようなので、採決に移ります。賛成の委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございます。第35号議案につきましては、許可相当として県に進達をいたします。続きまして、第36号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第36号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

1番、江迎地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は江迎町奥川内の3筆。計画変更後も同様になります。当初の転用計画は土捨場。計画変更後の転用目的も変わりありません。変更の理由としましては、近接地において、農地嵩上げを目的とした公共工事による残土処分地として、一時転用し、埋め立て完了後に牧草地とする計画があり、工事用通路として許可を得た2筆をその工事用通路として継続利用するため、一時転用期間の延長を希望するもの。なお、農地改良目的である土捨場である筆については、計画通り農地復元後に完了報告を行う。となっております。

耕作者あり、農振内農用地、参考事項としまして、堤原ため池より西に600mの位置で、被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用。日照通風、建物を建設しないため、周辺に影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、平面図添付。農地復元計画書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。期間延長にかかる理由書添付。

当初は平成29年12月22日許可となっております。本計画変更承認申請についてご承認いただいた後、第37号議案において、隣接農地の嵩上げの際利用する工事用通路として、再度一時転用の許可の審議をお願いすることになります。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。
1 番江迎地区。

1 7 番 1 7 番、松永です。1 0 月 2 4 日に小川委員と詳しく見てきました。ここは、3 年、
3 年の計画で、今 2 枚目が大体終わろうとしています。

一番下に 1 町 3 反、そして、他の土地を合わせて、2 町 5、6 反の嵩上げで一枚の牧
草地にするということで、一時的に土捨場をして、農地にするという目的でございまし
て、そのための道路がここしかないものですから。

道はもう一本あるんですけども、牛舎の真ん中を歩いていかなければならない。大型車
が音を立てて通れば、牛のストレスが激しくてどうにもならないということで、この道路
をあと 3 年間延長させてくださいということです。致し方ないを見て参りました。以上
です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。今松永委員がおっしゃった通り、当初平成 2 7 年に嵩上げ改良
の事業がありまして、その時に一部、搬入道路として許可を受けたものを、2 9 年にま
た埋め立てが次の場所があったものですから、そのまま変更させていただきました。

そして、今回第 3 7 号議案の方で議案が出ますけど、その搬入路として使わせて欲
しいということで、延長の方を申請されております。どうぞよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。では、言われましたように、この後出てきます案件、
第 3 7 号議案にある土捨場としての一時転用の、その前の露払いの段階のようござい
ます。この後、第 3 7 号議案の方でまた、皆さんのご意見を伺いますけれど、何かござ
いませんか。

9 番 9 番、牟田です。工事の期間ですが、今回のこの変更前の期間はいつまでになってお
ったのでしょうか。それでこのあと延ばすということですが、最後の終わりは、いつま
でになる予定でしょうか。

事 務 局 当初計画の道については、3 年間の期間になっておりまして、これが令和 2 年の 1 2
月 3 1 日までが、許可の期間となっております。

この後、改めて許可を取りまして、令和 2 年の 1 2 月から令和 5 年の 1 2 月 1 5 日ま
でが、今度の許可の期間となります。

議 長 よろしいですか。他に意見はありませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、賛成多数でございますので、第36号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請、一時転用について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第37号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請、一時転用について、ご説明します。

1番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、棚方町の1筆の一部。地目は、登記田、現況休耕。面積は1,232㎡です。転用目的は資機材等置場、駐車場の設置。権利は、賃借権設定、3年間です。施設は、資材置場602.9㎡、駐車場21台。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは真申公園から東に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。整地、砕石敷（厚さ10cm程度）のみ実施のため、土砂流出のおそれはない。日照通風、建物を建設しないため、被害のおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。計画平面図添付。農地復元計画書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。

農地復元計画書の内容としましては、砕石を除去して耕し、耕作が可能な状態にするとなっています。

2番、江迎地区。本案件が先ほど第36号議案で計画変更承認申請についてご審議いただいた、工事中の通路の継続利用を行う事業となります。

借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町奥川内の5筆。地目は登記畑、現況畑。面積は5筆合計13,032㎡です。転用目的は建設残土による農地嵩上げ及び搬入路設置。権利は、賃借権設定、3年間です。施設は建設残土処分場。併用地ありで、敷地全体面積は22,415㎡になります。耕作者あり。農地区分は農振内農用地。

参考事項としまして、こちらは堤原ため池より西に600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高15m。緩衝地を設ける。盛土法面を適切な勾配とし、必要に応じて法面の下流側にシガラを設置して土砂流出を防止する。日照通風、建物を建設せず、土捨て完了後に農地に復元するため、日照通風に影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。現況の流域と同じように排水を行う。排水構造物は設けずに雨水を一箇所に集めずに全体に散らす方法をとる。必要に応じて下流側にシガラを置き、土砂流出の防止に努める。汚水、生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。計画平面図、縦横断面図添付。雨水排水計画図添付。農地復元計画書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保市長の意見書添付。佐世保市土

砂等による土地の埋立て等工事回答書添付。

農地復元計画書の内容としては、表層土を一時的に堆積保管し、埋め立て完了後に一時除去した表層土及び良質土を用いて復元を行う。状況に応じて播種及び覆土、鎮圧等を行う。となっております。

以上2件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当推進委員の調査結果を求めます。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。これも10月23日に富川委員と見てまいりました。登記上は田で休耕となっておりますが、周りを見渡しても、耕作してある田はほとんどありません。それで、これは高速道路の工事の資材置き場らしいです。周りを見ましてもほとんど休耕ですし、農地がどこにあるかもわからないような状況ですので、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 はい、相浦、九十九地区富川です。ここに、復元計画の中でまた耕作が可能な状態に戻すとしております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、2番江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。先ほどの道路使用の延長の願いが出ておりました案件に係る土地でございます。農地が5筆、山林が10筆ばかりになります。

全部で2町2反ですか。相当広い畑ができあがるということです。乳牛が今約120頭成牛でおりまして、その飼料作物ということでございますので、出来上がれば立派な畑になると思います。大分広い面積ですので、会議が終了してから、会長も見に行かれるとのことなので、我々も案内して、しっかり見てきたいと思ひます。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。今話があったとおり、過去2か所についても作付けは済んでおります。それと申請されたところもイタリアンを作付けされています。これから2町歩の畑ができれば、耕作もしやすいと本人さんも期待されておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、1番、2番の案件につきまして、何かご意見ございませんか。

9 番 9番、牟田です。盛土が15m程度あるということですが、佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事審査書回答済みということで書いてございます。盛土法面は適切な勾

配として施工するというので、書いてございますが、15mもありますので、小段を2段ぐらい作って一定の勾配で仕上げなくてはならないことが求められると思います。どの程度の小段の配置と法面の勾配をとっているのか、お尋ねします。

事務局 はい。おっしゃる通り、5mごとに小段を設ける形になっておりまして、法面の勾配としては、1:1.8で、小段を5%の勾配をつけて作り、さらに同じく1:1.8の勾配で法面を作るものとなっております。土砂等による埋立て等工事審査の方でも小段の設置については義務づけられておりますので、それに合わせて小段を作って、最高の高さのところと一番低いところの部分の傾斜が急になりすぎないように計画されております。

議長 他にご意見ございませんか。

6番 6番、浦です。今牟田委員の言われたこととほぼ同じなのですが、農地の改良届の時には2mまでで、土捨てで畑を作る際には15m盛るということでいかがなものかなと、この15mの下の方に畑などがあるのかな、と現場がちょっとわからないので。
今、日宇町で造成があっているのですが、それで下の方でも被害が出ているもので。

事務局 この農地の周辺はすべて今回の土地の所有者さんの山になっております。ちょうど山の突端の方になっておりまして、下流は全部川まで全部所有者さんのものという状況になっております。

農地改良に関しましては2mまでは農地改良ということで簡易の届け出をする形になっていきますけれども、それを越えるものに関しては、今回のように一時転用という形で、埋め立てている期間は農地として使えないので、その期間に関しては一時的に転用許可を取りましょうということで、申請をしてもらっております。そのため、2mを超えるものについては、全部一時転用の許可をとって工事するという形になっていきます。2m以下については、一般的にその工事に係る期間が短いだろうからということで、届け出をすることとなっております。

議長 よろしいですか。それでは、他にご意見ございませんか。

15番 15番、西尾です。相浦、九十九の案件ですが、これは以前、このような高速道路の工事の一時転用があったと思うんですけど、その時には、下にシートを敷いて、その上に盛土をして、砕石を敷いてという風にされていましたが、今回も同じような施工をするのでしょうか。

事務局 以前あった案件の畑については、管理がしっかりとされていた畑だったので、しっかりとシートを敷いて保護をした上で、盛土、砕石を行うことで、所有者さんと復元計画が協議されてそのように施工されています。

今回の田については、荒れていて、実際のところ、地盤も硬くしまった状態になっています。そのため、この上にシートを敷いて、というのは、現実的でなく、砂利を撤去する際に合わせて改めて土を起こして、耕作可能なところまでほぐして戻すということで、計画されています。

議 長 他にご意見ございませんか。

1 3 番 13番、水口です。事務局の説明では、勾配が1：1.8とのことですが、高さはど
つちですか。

事 務 局 高さが1に対して幅が1.8となっています。

議 長 他にご意見ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 今回の江迎の件については、大変面積が広いものとなっていますので、私もこの後、
現地にも行ってみます。県の常設審議委員会にかかりますので、私も答弁できないのも
困りますので。

いずれにしても、こういった改良届や、一時転用については、許可を出したら出
しっぱなしというわけにはいかなくて、完了まで、改良届であればその後の作付けまで、
追って確認することが必要ですが、それを事務局が全て確認するのは難しいので、自分
達の任期の間はその地区の案件がどうなったか、追って、注視していただきたいと思
います。

それでは、第37号議案について、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願い
します。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第37号議案については、許可
相当として県に進達いたします。続きまして第38号議案農地改良届出受理後の計画変
更届出について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第38号議案 農地改良届出受理後の計画変更届出について、ご説明いたしま
す。

1番、相浦、九十九地区。こちらは令和2年6月総会で審議し受理となった案件につ
いて、その計画を変更したい旨の申し出があったものです。届出人は記載のとおりです。
土地の所在は、川下町。地目は、登記田、現況休耕。農地面積、施工面積は1,200
㎡です。計画変更事項は塩害対策として、盛土高を1.3mから2.0mに変更。事由

の詳細は、土壌に塩分を含んでいるため。当初計画の内容は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。

1 2 番 1 2 番、伊賀崎です。1 0 月 2 0 日に事務局 2 名と富川委員と現地で説明を聞いてきました。総合グラウンドの道路の反対側で、前回改良届が出ているところです。今、田んぼに土を盛って、その上に土のうが隙間なく乗っている状態です。誰もあれは何だろうかという様な状況で、私自身も畑にすると聞いたが、どうするのかと思っていましたが、事務局の説明によれば、今土のうで地盤を安定させている旨を聞いております。嵩上げについては、ここは低い土地ですから問題はないと私は思いました。

議 長 ありがとうございます。地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今伊賀崎委員の言われたとおりです。よろしくお願います。

議 長 はい。それではこの件について、ご意見ありませんか。

9 番 9 番、牟田です。この参考事項のところの盛土、最高 1. 3 m となっていますが、これが、2 m になるのでしょうか。

事 務 局 参考事項のところに関しては、当初計画を記載しておりまして、1. 3 m の盛土高のところだけが、変更になります。

議 長 他にご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは賛成多数でございますので、第 3 8 号議案については、受理することといたします。引き続き、第 3 9 号議案、非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 3 9 号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1 番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、崎岡町の4筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は4筆合計653㎡です。願出の理由としては、昭和32年6月10日から住宅用地として一体利用。平成19年6月27日に現況宅地として非農地証明を受けるも、その後、農地に復元することなく荒地化。参考事項としまして、こちらは、長崎国際大学から西に約150mの位置にあり、農振外で、事由の②-3-7に該当します。

2 番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、大和町。地目は、登記宅地、現況宅地、課税畑。面積は126.08㎡です。願出の理由としては、旧建築物を解体し撤去後、宅地跡を近隣の方に無償で貸し、畑として利用されていた。その後、前所有者からの相続登記を行うにあたり、令和元年6月20日に土地の使用貸借を解除して返却してもらった。その後は、雑草が生えるので、除草作業を行い宅地として管理している。参考事項としまして、こちらは、西大和バス停から北西に約70mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-2に該当します。

3 番、相浦、九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、野崎町。地目は、登記畑、現況荒地。面積は672㎡です。願出の理由としては、昭和56年12月16日に転用目的宅地、豚舎1棟として、農地法第5条許可を受け、昭和57年に豚舎建築。昭和60年頃にし尿処理施設増設の目処が立たず養豚を諦め、周囲は荒地化。豚舎についても老朽化が進んだため、令和元年に取り壊し、基礎だけが残っている。その後、農地に復元することなく荒地の状態。参考事項としまして、こちらは、野崎町公民館から北西に約100mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-4に該当します。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区担当の委員の調査結果をお願いします。1番、早岐地区は私の方から説明させていただきます。この案件につきましては、願出の理由に書いてありますように、非農地証明を過去に受けて、その後農地に復元することなく、人為的に荒廃化しているということで、②-3-7に該当するというご事情でございます。確かに、そのように荒れた中に、もともと宅地があって、その周りが迷惑している様な状況でございますので、農地に返すことは無理という風に見てまいっております。10月26日に久野委員と現地を確認してまいりました。

それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。1番早岐地区。

久野委員 早岐地区の久野です。今、会長が言われたとおり何ら問題ないとして見て参りました。

議長 ありがとうございます。それでは、2番日宇地区。

6番 6番、浦です。10月25日に磯本委員と現地を確認いたしました。この土地は市街化区域内となっております。周辺は全てが宅地となっております。願出の理由に、書いてありますとおり、従来家が建っております。それを解いた後、畑として利用さ

れていました。現在は、草払いだけをした状態で宅地管理をしています。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

磯本委員 日宇地区の磯本です。今浦委員が言われたように、何も問題ないと見て参りました。

議 長 続きまして、3番、相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。これも10月23日に富川委員と見て参りました。野崎町の畑ということで、600㎡ある畑は広い方ですけども、ここは昔豚を飼っていて豚舎が30坪くらいでしょうか、その周りは山林になっています。非農地証明で問題ないと見て参りました。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。いま伊賀崎委員が言われたように特に問題ないと見て参りました。以上です。

議 長 ありがとうございます。第39号議案について、何かご意見ありませんか。

3 番 3番、阿波です。2番の案件でちょっと聞きたいんですけども、通常課税では、現況課税方式ですよ。これは、現況畑で課税されているのは何故なのか、教えてください。

事務局 現況課税が畑ということはですね、実際は宅地として造成して、家を建てるような区画をしていたわけですが、その宅地の中に野菜を作ったりすると、課税側が畑として課税します。何もしてなければ畑とはしません、そういう現況であったので、課税は現況判断ですので、課税も畑になったのだらうと思われま。

議 長 他にご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第39号議案について、非農地証明を交付することといたします。続きまして、第40号議案、非農地通知について、

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。第40号議案 非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、198筆で、面積は129,903㎡です。これまでの利用状況調査の結果B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認いただいた分については、所有者に対し、非農地通知を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、第40議案について、ご意見ございませんか。

末永委員 吉井地区の末永です。番号の115番の一部、116番にかけて、確認しましたところ、廃車が2台、タイヤが約20本から30本程放置されておりまして、違反転用状態であることから、非農地通知の発出はいかがなものかと思えます。

事務局 そこは、昨日末永委員から話を聞いてその箇所については、了承しております。非農地通知としては出せませんが、実際無断転用状態ですので指導しなければなりません。ただ、所有者が福岡の方にお住まいですので、まずは連絡をつけたいと考えております。

議長 この2筆については、除かないといけないということです。他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようでしたら、採決に移ります。第40号議案について、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、115番と116番を除いた案件につきましては、非農地通知を発出することといたします。それでは、第41号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。第41号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。
1番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾中町の1筆、地目は登記畑、現況畑。面積595㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地世知原町栗迎の2筆、地目は登記畑現況畑。面積合計1,138㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい。ありがとうございます。地区担当委員の調査結果を求めます。1番針尾地区。

1 番 1番、有馬です。この件につきましては、10月26日に原委員とともに本人に確認しました。譲受人、譲渡人は親子関係でございまして、これは当初就農して農地を譲り受けた時に、この物件が抜けており、改めて贈与するということです。現在もみかんを作っておられます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

原 委 員 針尾地区の原です。有馬委員の言われた通りで何の問題もありません。

議 長 ありがとうございます。続きまして2番世知原地区。

1 4 番 14番、田中です。10月23日に尾崎委員と譲受人本人の立ち合いのもと、確認して参りました。譲受人と譲渡人は、親戚関係でございまして、数年前から譲受人が耕作しておりました。これからも、同様に利用していくそうですので、問題ないと見て参りました。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。譲受人のお母さんが亡くなられた後に、お父さんが再婚されて、細かい説明は省きますが、奥さんとお子さんに相続されるものですから、一旦相続されたものですが、改めて贈与という形で、今回あっております。何ら問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは第41号議案について、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第41号議案につきましては、許可することといたします。続きまして、第42号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。第42号議案 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。
利用権の設定は、宮地区1件、三川内地区1件、相浦、九十九地区1件、吉井地区3件、
鹿町地区2件の計8件。

解除条件付きの利用権設定は、柚木、大野地区合わせて1件。

所有権の移転は、早岐地区1件、相浦、九十九地区1件、全体で11件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、所有権移転の2番相浦、九十九地区は、伊賀崎委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくご願ひいたします。

議長 はい。ありがとうございます。所有権移転の2番について、先行審議いたします。伊賀崎委員は一時退席をお願いします。

～伊賀崎委員退席～

議長 それでは19ページの所有権移転の2番を先行審議いたします。何かご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数でございます。伊賀崎委員は入室をお願いします。

～伊賀崎委員着席～

議長 それでは、所有権移転の2番を除く残りの案件につきまして、審議をいたします。何かご意見はございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数でございます。第42号議案は全て承認されましたので、案を削除願ひます。続いて第43号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事

業】（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。第４３号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、針尾地区１５件、江上地区１件、宮地区２５件、三川内地区２件、早岐地区４件、日宇地区２件、皆瀬地区１件、相浦、九十九地区１件、小佐々地区１件で合計５２件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。第４３号議案につきまして何かご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第４３号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。（案）を削除願います。

次に、第４４号議案 農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。第４４号議案 農用地利用配分計画（案）についてですが議案説明の前に今議案に関連して配分解約通知がなされておりますので、報告７を先にご報告いたします。５６ページをご覧ください。報告７農用地利用集積・配分計画解約通知について、針尾地区１件、宮地区２件、早岐地区１件の計４件受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、議案に戻ります。

第４４号議案 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区１０件、江上地区１件、宮地区１６件、三川内地区１件、早岐地区９件、日宇地区１件、皆瀬地区１件、相浦、九十九地区１件、小佐々地区１件で、合計４１件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第４３号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、宮地区２６番につきまして、阿波委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、宮地区26番について先行審議を行いますので、阿波委員の一時退席をお願いします。

～阿波委員退席～

議 長 それでは、26番について何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。26番について承認することといたします。阿波委員につきましては入室し着席してください。

～阿波委員着席～

議 長 続きまして、26番を除く残りの案件につきまして、ご意見ある方いらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第44号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。続きまして、第45号議案令和2年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい。第45号議案 令和2年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について、ご説明いたします。

43ページの会長挨拶につきましては、読み上げを割愛させていただき、44ページ、45ページの佐世保市に対する意見(案)を読み上げます。

1. 担い手(新規就農者)の育成確保対策について

高齢農家の増加や担い手不足等に伴い、農地の有効利用の停滞や遊休農地の拡大が懸念される中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要な喫緊の課題となっております。

地域によっては、後継者の育成がなかなか進まず担い手が減少する地域が増加する傾向にあります。

現在、県北振興局・JA等の関係機関で構成する「県北地域就農支援センター」を中心とした就農相談が行われており、新規就農者が安定した経営と営農定着が図られるよう支援体制が整えられておりますが、新規就農者の増加傾向とは至っていない状況にあります。

特に、新規就農者が営農を開始する場合に、その経営を確立させるため、参入時に導入する農業用機械や生産施設等は多額の経費が必要であり、また、経営が安定するまでの運転資金も必要となり、新規参入時の大きな負担となっております。

このようなことから、現在、国における新規就農者への支援制度や市独自の給付金事業等については、これら事業の継続と更なる強化を図られるようお願いいたします。

また、今後、農業従事者が減少する中、地域の担い手を増加させるためにはIターンUターンで市内に移住してくる者の中で農業に関心がある方や親元就農後継者など幅広く新規就農者の育成確保を行う必要があります。これらの方々が確実に就農できるような新たな施策の推進をお願いします。

2. 農地における営農環境整備対策について

農産物の生産を行う上で、農地が適切に整備されていることが重要なのは言うまでもありませんが、付随する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因にもなりかねません。

近年、温暖化の影響により過去に経験しなかったような集中豪雨が頻発するようになってきており農業においてもその対策が急務となっております。

通常の雨であれば傾斜地の農地であっても表面の土もそれほど流れてはいきませんが、近年の豪雨は、1回に降る雨量が極端に多いこともあり、農地表面の土を大きく削り取り、結果、農作物にも影響が出るとともに、その濁流は下流の農地、道路、宅地、海へと被害を伴いながら流れております。

さらに、平地にある農地についても冠水による被害が発生することから継続的に営農環境を守るためにはこれらに対応していかなければなりません。

特に、佐世保市のブランド特産品である西海ミカン栽培のマルチシートは、雨水の地下浸透を抑えるため、これに起因する災害の発生も懸念されます。

雨水の排水に伴う影響が営農上の支障とならないためにも、農地の営農環境条件の改善を図っていただきますようお願いいたします。

3. 農業用機械等の更新時の支援策について

これまで地域農業を支えてきた個々の農家の高齢化が進むとともに近年の農産物価格の低迷等もあり、農家が所有している農機具については、その価格が高額であることか

ら更新がなされず、結果、機械の利用ができずに離農につながる状況が出てきております。

また、地域で組織された機械利用組合についても、これまで補助事業で導入された農業用機械や生産施設等については、その耐用年数を超え、更新の時期を迎えているものが多々ありますが、これらの更新がなされない状況が生じており、今後、受益地の農家の離農とともに農地の荒廃が進むことが懸念されています。

そのため、継続的な営農を可能とするため、農業用機械等の更新時の支援策についてご検討のほどお願いいたします。

4. 「多面的機能支払制度」等の事務負担軽減について

現在、地域（集落）においては、集落における農業生産活動を維持していくために、「多面的機能支払制度」や「中山間地域等直接支払制度」等を活用して農地や水路等の維持管理をしていく取り組みがなされており、集落機能の維持に重要な役割を果たしております。

しかしながら、これらの活動を支える生産者等が高齢化により減少していき活動自体も縮小傾向にあります。

また、この事業は煩雑な事務処理が多くあるため、適切に行える者がいなくなると、制度を活用して地域の生産基盤を維持していくことが困難となり、事業を取りやめる地域（集落）も出てきております。

つきましては、「多面的機能支払制度」等の事務処理を一括して行う受託組織等があれば地域の負担が減りこれらの事業が継続して実施できます。

昨年の意見書の回答ではこの事務委託を土地改良区で行えるよう協議を進めているとの事でしたが、この制度を活用している地域（集落）の負担を減らすことで事業を継続して進めることが可能となりますので、市としてさらなる取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

5. 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、現在、本市の中心部において実施されていますが、周辺部の農村地域では、まだ本格的には実施されていないため、農業委員会において法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合があります。

今後、農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を推進していただきますようお願いいたします。

特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきますようお願いいたします。

以上が、佐世保市に対する意見（案）です。

続きまして46ページは、国、県に対する意見（案）になりますが、内容的に市への

意見と重複する部分が多いですので、項目のみを読み上げさせていただきます。

1. 担い手の育成確保対策について
 2. 有害鳥獣被害対策
 3. 中山間地域等直接支払交付金事業等に伴う事務負担の軽減について
 4. 利用状況調査の見直し（調査期間の弾力化）
 5. 国土調査（地籍調査）の早期実施
- 以上が、国、県に対する意見（案）です。

本総会で承認いただいた後、市に対する意見書につきましては、市長へ提出いたします。できる限り11月中に提出できるよう、市側で日程調整をされているところです。

また、国・県に対する意見書につきましては、長崎県農業会議のほうに提出いたしまして、そちらで集約されまして県、国の方へ上がっていくこととなります。

以上です。ご審議、よろしくお願いします。

議 長 　　ただいま、説明のあった意見書について、ご意見ございませんか。

1 5 番 　　15番、西尾です。市へ要望の中の44ページの2、農地における営農環境整備対策についての間接に、「被害を伴いながら、流れております。」とありますが、「流れていきます。」の表現がよくないでしょうか。また、45ページの4の「多面的機能支払制度」とありますが、正式名称は「多面的機能支払交付金制度」だと思いますがどうでしょうか。

事 務 局 　　44ページの2の「流れております。」については、「流れていきます。」に修正いたします。45ページの4の制度名称については、「多面的機能支払交付金制度」に修正いたします。

議 長 　　他にご意見ありませんか。

委 員 　　（なし）

議 長 　　ご意見ないので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 　　（挙手多数）

議 長 　　賛成多数でございます。第45号議案は承認されましたので、この要望書を佐世保市、国、県に提出いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願い

します。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。
針尾地区1件、日宇地区1件、佐世保地区1件、皆瀬地区1件の計4件の相続の届出
を受理しております。以上報告いたします。

議長 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告に
ついて事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理
報告について、ご説明いたします。令和2年9月29日、10月6日付局長専決事項と
して、日宇地区1件、大野地区1件、相浦、九十九地区2件の計4件を受理しておりま
す。以上、ご報告いたします。

議長 報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告に
ついて事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理
報告について、ご説明いたします。令和2年9月29日付局長専決事項として、柚木地
区1件、大野地区1件、相浦、九十九地区1件の計3件を受理しております。
以上、ご報告いたします。

議長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、相浦、九十九地区1件、電気事業の農地
転用許可不要案件として針尾地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議長 報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。裁判所
から宮・早岐地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施
した結果、記載のとおり裁判所に回答しております。

また、法務局における地目変更登記申請に伴い、日宇地区1件の現況照会があり、地
区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答し
ております。以上、報告いたします。

議長 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。
す。

- 事務局 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、針尾地区1件を受理しております。以上報告いたします。
- 議長 報告7については、先ほど報告がありましたので省略いたします。続きまして、その他について、事務局、お願いします。
- 事務局 【非農地通知の申出の締め切り日の変更について】
【利用権設定終期に伴う更新通知リストの配付について】
- 議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。
- 副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第5回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。